

保護具着用管理責任者教育開催のご案内

化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる時は、保護具着用管理責任者を選任し、安衛則第12条の6に規定されている事項を管理させる必要があります。(令和6年4月1日以降)

保護具着用管理責任者には「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者(詳細は令和4年5月31日付け基発0531第9号を参照)」から選任するとされ、該当する者を選任することができない場合は、保護具の管理に関する教育を受講した者から選任することとなっています。本講習はその「保護具の管理に関する教育」となります。

講習日時 会場	7月12日(土)	学科 実技	8:00~15:45	一般社団法人 太田労働基準協会 2階講習室
募集人数	80名 定員になり次第、または7/3(木)17:00に締め切ります。			
受講料金	会員事業場 12,100円 【内訳】講習料 ¥11,000 +消費税 ¥1,100 +テキスト代 (無料)			
	非会員事業場 14,850円 【内訳】講習料 ¥11,000 +消費税 ¥1,100 +テキスト代 ¥2,500 +消費税 ¥250			
※会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。				
申込先 (お問合せ先)	・一般社団法人 太田労働基準協会 〒373-0817 TEL 0276-46-5774 群馬県太田市飯塚町8-7-1 FAX 0276-46-1544			
	・館林労働基準協会 〒374-8640 TEL 0276-72-8890 群馬県館林市大手町10-1 館林商工会議所内 FAX 0276-70-7622			
	・大泉労働基準協会 〒370-0533 TEL 0276-20-1112 群馬県邑楽郡大泉町仙石2-26-1 FAX 0276-20-1113			
申込方法	①受講人数を電話等で協会に連絡し、 仮予約をお取りください。 ②申込書に必要事項を記入し、講習日の 1週間前まで に受講料を添えて協会までご持参ください。 ※講習日の 1週間前までの申込取消は、受講料の返金をいたしません。			
その他	○講習開始 30分前 より受付を開始します。 遅刻は認められませんので、ご注意ください。 ○外国籍の方が受講される場合は、ホームページの 外国籍の方の受講 についてをご確認ください。 受講可能な場合はご用意いただく書類がございます。ご不明な点などがありましたら当協会までお尋ねください。 ○本講習の会場は土足禁止のため、備え付けのスリッパに履き替えていただいております。ご自身のスリッパをご持参されても構いません。 ○太田協会のホームページに講習の 申込方法・注意事項 が詳しく掲載されています。ご確認ください。 ○最少催行人数に満たない講習は、中止にさせていただきます。			

保護具着用管理責任者教育受講申込書

※太田協会のみ

予約番号

受講番号		
太田	館林	大泉

受付印

受講者	ふりがな			性別（任意）
	氏名			男・女
	旧姓等の併記希望 <small>*住民票等公的な確認書類を添付して下さい</small>	<input type="checkbox"/> 旧姓		
		<input type="checkbox"/> 通称		
	現住所 都道府県	<small>※アパート名・部屋番号は記入不要です</small>		生年月日 昭和・平成 年 月 日
携帯番号 (固定電話も可)				
事業場	会社名			
	所在地			
	電話番号	TEL ()		
担当者名	連絡担当者氏名			
会員・非会員	<input type="checkbox"/> 会員・県内の他協会(協会名:)・ <input type="checkbox"/> 非会員			
支払方法	<input type="checkbox"/> 協会へ持参 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留 <small>※銀行振込と現金書留は太田協会のみ</small>			

※注意事項

- ・ 受講予約時にお伝えした予約番号をご記入ください(太田協会のみ)。受講番号は記入しないでください。
- ・ 個人申込の場合は、事業場の記入は不要です。
- ・ ご記入いただいた個人情報に関しては、講習会の目的のみに使用し、他の用途に使用することはありません。

(一社)太田労働基準協会 殿
館林労働基準協会 殿
大泉労働基準協会 殿

2 保護具着用管理責任者の選任、管理すべき事項等

(1) 安衛則第12条の6第1項関係

本規定は、保護具着用管理責任者を選任した事業者について、当該責任者に本項各号に掲げる事項を管理させなければならないこととしたものであり、保護具着用管理責任者の職務内容を規定したものであること。

保護具着用管理責任者の職務は、次に掲げるとおりであること。

- ア 保護具の適正な選択に関すること。
- イ 労働者の保護具の適正な使用に関すること。
- ウ 保護具の保守管理に関すること。

これらの職務を行うに当たっては、平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」、平成17年2月7月付け基発第0207007号「防毒マスクの選択、使用等について」及び平成29年1月12日付け基発0112第6号「化学防護手袋の選択、使用等について」に基づき対応する必要があることに留意すること。

(2) 安衛則第12条の6第2項関係

本項第2号中の「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

- ① 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
- ② 9(1)ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
- ③ 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者(作業主任者)
- ⑥ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を終了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63年労働省告示第80号)の各号に示す者(安全衛生推進者に係るものに限る。)

(3) 安衛則第12条の6第3項関係

保護具着用管理責任者の選任に当たっては、その業務をなし得る権限を付与する必要がある、事業場において対応するそれらの権限を有する役職に就いている者を選任することが望ましいこと。なお、選任に当たっては、事業場ごとに選任することが求められるが、大規模な事業場の場合、保護具着用管理責任者の職務が適切に実施できるよう、複数人を選任することも差し支えないこと。また、職務の実施に支障がない範囲内で、作業主任者が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと(9(4)に係る職務を除く。)

(4) 安衛則第12条の6第4項関係

本規定の「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、保護具着用管理責任者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。